

安全保障理事会決議八一四(対ソマリア)

関係(妙)

探 拢 一九九三年三月二六日(安保理第三一八回会合)

安全保障理事会は、
(中略)

ソマリアの状況は依然として地域の平和と安全を脅かすものであるとの決定を行つて、

A

一三(略)
一三事務総長に対し、事務総長特別代表を通じて、また適当と認められる場合には国連の関係団体、部局、専門機関の支援を受けつつ、一九九三年三月三日の事務総長報告に定める勧告に従つて、ソマリアの政治制度及び経済の回復並びに政治的解決及び国民的和平の促進のため、ソマリア人民にとくに以下のものを含む人道的その他の援助を与えるよう要請する。(後略)

B 国際連合憲章第七章に基づいて行動して、

五 一二事務総長に対し、適当な場合にはUNOSOM II 第二次園地報告及び本決議の条文に従つて、UNOSOM(国連ソマリア活動の規模と任務を拡大すること)を決定する。

C

五 一二事務総長に対し、重大な不安定が続いているために地域の平和と安全が脅かされている地方に注意を払いつつ、難民の帰還及び避難民の再定住を支援するため安全を確保する

三 一二運動体及び党派を含むソマリアのすべての当事者に対し、一切の国际人道法の違反を直ちに停止するよう再度要求し、そうした違反行為の責任者は個人として責任を問われることを再確認する。

四 事務総長に対し、事務総長特別代表を通じて、ソマリア各

(g) 一二(略)
第五八節(前略)UNOSOM IIは、国連憲章第七章下の強制力を

地の特殊事情を考慮に入れつつ、一九九三年三月三日の事務総長報告に記された勧告に従つて迅速に、ソマリア全土の安全な環境を強化・拡大及び維持する責任を持つUNOSOM II部隊司令官を指揮し、これに国連してUNITAF(統一タスクフォース)からUNOSOM IIへの迅速、円滑かつ段階的な移行を実現するよう要請する。

一五一九(略)
二〇 この問題に引き続き積極的に取り組むことを決定する。

D

本決議第五項で触れられている一九九三年三月三日の事務総長報告第五六一八八節の主要部分は、次の通りである。

第五七節(前略)UNOSOM IIの任務は以下の軍事的任務を含むことになるだろ。

(a) すべての一月のアディスアベバの合意した他の取扱、とくに一九九三年一月の非合法武装勢力の小火器を没収するよう監視すること。
(b) 暴力の再発を防止し、かつ必要な場合には、停戦に違反しある者は違反するおそれのあるいかなる党派に対しても適当な措置をとること。

(c) 国際連合の下におかれべき組織的党派の重火器を、それら最終的に破棄するか新設される国軍に移管されるまでの間保管すること。

(d) すべての非合法武装勢力の小火器を没収し、さらにそれらの武器の登録及び保管を支援すること。

(e) 人道救援物資の配布に必要とされる港、空港及び通信線の安全を確保すること。

(f) 以下の点に責任を持ち得る新たなソマリア警察に移管されるまでの間、必要に応じて、国際連合及びその機関、赤十字国際委員会並びにNGOの要員、設備及び装備を保護し、かつそれらの資材と要員を攻撃するおそれのあるすべての武裝勢力を無力化するのに必要となるべき強制行動をとること。

付与されなければ以上の任務を遂行することはできないだろう。

第六三節 武装解除過程は、実効的なものであるためには強制的なものとして行われなければならない。(後略)

第七九節 UNOSOM IIの軍事行動は、四段階に分けて遂行される第一段階 UNITAFからの移行

第二段階 安全の強化と拡大
第三段階 文民機構への移行
第四段階 部隊の撤退

(後略)

